

薬剤師業務委託契約書

委託者〇〇〇〇（以下「甲」という。）と受託者〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲乙間において、以下のとおり業務委託契約を締結する。

コメントの追加 [石井1]: 「薬局名(法人名又は個人事業主の屋号)」を記載しましょう。

コメントの追加 [石井2]: 薬剤師の「氏名」を記載しましょう。

第1条（目的）

甲は乙に対し、甲が行う業務のうち、以下の各号の業務を委託し（以下「本件業務」という。）、乙はこれを受託する。

(1) 調剤業務、監査、服薬指導及びその他調剤薬局で取り扱う業務

(2) その他甲乙による協議にて決定した業務

コメントの追加 [石井3]: 委託する業務の一例です。「委託する業務内容」を記載しましょう。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。なお、契約期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出がない場合には、本契約と同条件で更に6か月間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

コメントの追加 [石井4]: 契約期間を記載しましょう。

第3条（乙の遵守事項）

乙は、甲に適用される法令、通達及び指針等を遵守し、甲の信頼を損なわず、善良なる管理者の注意を持って本件業務を行うものとする。

第4条（報酬）

1、甲は、乙に対し、本件業務の報酬として、時給金〇〇〇〇円（消費税込み）を乙に支払う。

コメントの追加 [石井5]: 報酬額を記載しましょう。仮に時給としていますが、月給で表記していただいても構いません。

2、甲は、乙に対して、前項の報酬を月末締め翌月〇日払いにて、乙の指定する銀行口座に振り込み方法により支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

コメントの追加 [石井6]: 報酬の締め日、支払日を記載しましょう。

第5条（再委託の禁止）

乙は、本件業務の全部又は一部について第三者に再委託してはならない。

第6条（機密保持）

1、乙は、本契約期間中又は期間終了後を問わず、本件業務に関して知り得た甲の営業上、技術上及び個人情報その他の秘密を一切第三者に漏洩してはならず、また本契約範囲外の目的に使用してはならない。

2、前項の規定は、本契約の終了後も有効に存続するものとする。

第7条（個人情報）

乙は、本件業務の遂行において個人情報を取り扱う際には、個人情報保護法、本契約及び甲にて別途定めているガイドライン等を遵守し、本件業務の範囲外の目的に使用してはならない。

第8条（解除）

乙が以下の各号のいずれかに該当したときは、甲は催告なしにただちに、本契約を解除することができる。

- （1）本契約の条項に違反したとき
- （2）甲の運営する事業に対し、いやがらせ又は誹謗中傷等を行ったとき

第9条（反社会的勢力の排除）

1、甲及び乙は、自己の役員、自己の代理若しくは媒介をする者又は自己所属の者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者等の反社会的勢力ではないことを確約する。

2、甲及び乙は、前項に反する恐れがあると認めるときは、相手方に対し、前項に定める確約事項に関して報告を求めることができる。なお、甲及び乙は、かかる報告を求めると否とを問わず、前項に反する事実が判明した場合、相手方に催告することなく、本契約を解除することができる。

3、甲及び乙が、前項の規定により本契約を解除したときは、相手方に損害が生じた場合においても、これを賠償する責を負わない。

第10条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約に違反して相手方に損害を与えた場合には、相手方に対し、その損害を賠償しなければならない。

第11条（協議、管轄）

1、本契約に定めのない事項又は本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

2、万が一、前項の協議が整わなかった場合、本契約は日本法に基づき解釈されるものとし、甲乙間で紛争の必要が生じたときは、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証明するため、本電子契約書ファイルを作成し、甲乙それぞれ電子署名を行う。なお、電磁的記録である本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

令和〇年〇月〇日

コメントの追加 [石井7]: 「契約日」を記載しましょう。

甲 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇

〇〇〇〇調剤薬局

代表 〇〇〇〇

コメントの追加 [石井8]: 「所在地」「薬局名(法人名又は個人事業主の屋号)」「代表者の役職・氏名」を記載しましょう。

乙 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇

〇〇〇〇

コメントの追加 [石井9]: 薬剤師の「住所」「氏名」を記載しましょう。